著作権	判決年月日	令和５年７月１３日	担当部	知財高裁第２部
	事件番号	令和５年(ネ)第１００００１号 令和５年(ネ)第１００１７号		

○　動画投稿サイトに投稿された動画からキャプチャした静止画を貼り付けた記事をブログに掲載した行為が当該動画の適法な引用に当たらないなどとして、当該行為が当該動画に係る著作権（複製権及び公衆送信権）を侵害するとした上、事業者が定める映像からキャプチャした写真の使用料を参酌するなどして損害額を認定した事例

（事件類型）損害賠償請求控訴、同附帯控訴　（結論）原判決変更

（関連条文）著作権法２条１項１号、７号の２及び１５号、２１条、２３条１項、３２条１項、４１条、１１４条３項、民法１条３項

（原判決）東京地方裁判所令和３年（ワ）第２４１４８号

判　決　要　旨

１　被控訴人は、動画投稿サイトに投稿された動画（本件動画１ないし８）の著作権者、控訴人は、本件動画１ないし８（本件各動画）からキャプチャした静止画を貼り付けた記事（本件記事１ないし８）を自己が開設するブログに投稿した者である。被控訴人は、控訴人の上記行為は本件各動画に係る被控訴人の著作権（複製権及び公衆送信権）を侵害するものであると主張し、控訴人に対して、民法７０９条に基づき、損害賠償金９８４万９８４５円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた。

原審は、①控訴人の行為は、本件各動画に係る被控訴人の著作権（複製権及び公衆送信権）を侵害する、②本件記事１ないし８（本件各記事）における本件各動画の利用は、著作権法３２条１項に規定する引用に該当しない、③本件各記事の投稿は、同法４１条に規定する時事の事件の報道に該当しない、④被控訴人が控訴人に対し著作権を行使することは、権利の濫用に該当しないと判断した上、⑤テレビ局その他の事業者が定める映像の使用料を参酌するなどして、被控訴人の損害額が２４２万円であると認め、被控訴人の請求を２４２万円（うち著作権法１１４条３項に基づく損害額は２００万円）及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で認容し、その余を棄却したところ、控訴人及び被控訴人は、それぞれ自己の敗訴部分を不服として、控訴及び附帯控訴を提起した。

２　本判決は、上記１①、③及び④に係る原審の判断と同旨の判断並びに上記１②に係る原審の判断と結論において同旨の判断をした上、上記１⑤については、事業者が定める映像からキャプチャした写真の使用料を参酌するなどして、被控訴人の損害額が１９２万４４０５円（うち著作権法１１４条３項に基づく損害額は１５０万円）であると認め、控訴人の控訴に基づいて、原判決をその限度で変更した上、被控訴人の附帯控訴を棄却した。上記１⑤（著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額に係る部分）についての

本判決の判断の要旨は、次のとおりである。

(1)　本件各動画については、切り抜き動画に係る利用許諾と被控訴人への収益の分配がされていることがうかがわれるものの、その分配状況その他の詳細は証拠上具体的に明らかでない。その他過去に第三者に対する本件各動画の利用許諾の実績はない。そこで、被控訴人が本件各動画の著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額（著作権法１１４条３項）を算定するに当たっては、本件各動画の利用許諾契約に基づく利用料に類するといえるテレビ局その他の事業者が定める映像からキャプチャした写真の使用料又は映像の使用料の額を参酌するのが相当である。

そして、控訴人による本件各動画の利用態様は、本件各動画からキャプチャした静止画を本件各記事に貼り付け、これを控訴人が開設するブログ上に投稿して掲載するというものである。そうすると、その使用料相当額の算定に当たっては、他に映像からキャプチャした写真の使用料に関する証拠がない以上、ＮＨＫエンタープライズの規定を参酌するのが相当である。

なお、本件記事１ないし７は、３０枚ないし７０枚程度の静止画を用い、これらをそれぞれ本件動画１ないし７における時系列に従って貼り付けた上、各静止画の間に、直後の静止画に対応する本件動画１ないし７の内容を１行ないし数行でまとめた要約を記載したものであり、本件記事１ないし７の内容を見ただけで三十数分ないし五十数分の本件動画１ないし７の全体をほぼ把握できるようにするものであって、その実質は、映像そのものに準ずるものとも解し得るが、証拠によって認められるテレビ局その他の事業者が定める映像からキャプチャした写真の使用料及び映像の使用料によると、本来であれば、静止画（写真）を使用する枚数が多くなると、その使用料（映像からキャプチャした写真の使用料）も高額になるところ、その枚数が更に多くなり、静止画を利用したコンテンツの実質が映像に準ずる域に達した場合に、映像の使用料が参酌されることになってかえって使用料が低額になるというのは不合理であるから、本件記事１ないし７の上記内容を考慮しても、本件各記事については、上記のとおり、映像からキャプチャした写真の使用料に係るＮＨＫエンタープライズの規定を参酌するのが相当である。

(2)　映像からキャプチャした写真の使用料に係るＮＨＫエンタープライズの規定によると、同規定に基づく使用料は、合計７２４万５０００円（２万円×３６２枚＋５０００円）となる。そして、ＮＨＫと被控訴人が動画投稿サイトに開設したチャンネルとの相違（規模、事業内容、社会的影響等）及びＮＨＫが制作した映像と本件各動画との相違（コンテンツが配信される媒体、視聴者数、映像ないし動画の制作に要する費用、労力及び時間、コンテンツとしての社会的価値等）が大きく、上記の額をそのまま採用することが相当とはいえないこと等の事情に加え、著作権侵害があった場合に事後的に定められるべき「著作権の行使につき受けるべき金銭の額」（法１１４条３項）が通常の使用料に比べておのずと高額になることを併せ考慮すると、被控訴人が本件各動画に係る「著作権の行使につき受けるべき金銭の額」は、これを１５０万円と認めるのが相当である。